

会 議 録

|           |   |
|-----------|---|
| 会 議 の 名 称 | 第3回 西目地域協議会   |
| 開 催 日 時   | 平成23年12月21日(水) 午後1時30分  |
| 開 催 場 所   | 西目公民館シーガル講堂   |
| 出 席 者 氏 名 | 「出席者名簿」のとおり   |
| 欠 席 者 氏 名 | 三浦金夫、佐々木與孝、佐々木久尚、森井安子、柴田春夫、池田義夫、鷹島長一、藤田浩二   |
| 会 議 次 第   | <p>1. 開 会</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 報 告</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・公の施設使用料の見直しについて……………資料1-1.2</li></ul> <p>4. 協 議</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・平成24年度地域づくり推進事業について……………資料2</li><li>・コミュニティバスの運行経路の変更等について……………資料3</li></ul> <p>5. そ の 他</p> <p>6. 閉 会</p> |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり  |

## ◆出席者・欠席者名簿

(委員出席者19名)

| No. | 委員区分 | 氏名    | 出席 | 欠席 | 備考  |
|-----|------|-------|----|----|-----|
| 1   | 1    | 三浦金夫  |    | ○  |     |
| 2   | 1    | 藤田博   | ○  |    |     |
| 3   | 1    | 齋藤博明  | ○  |    |     |
| 4   | 1    | 三浦司   | ○  |    |     |
| 5   | 1    | 池田鈺三  | ○  |    |     |
| 6   | 1    | 岡田豊   | ○  |    |     |
| 7   | 1    | 今村浩一  | ○  |    | 会長  |
| 8   | 1    | 佐々木與孝 |    | ○  |     |
| 9   | 1    | 加川一男  | ○  |    | 副会長 |
| 10  | 1    | 渡辺耕一  | ○  |    |     |
| 11  | 1    | 加藤勝栄  | ○  |    |     |
| 12  | 1    | 佐々木久尚 |    | ○  |     |
| 13  | 2    | 畠山博   | ○  |    |     |
| 14  | 2    | 長根サカエ | ○  |    | 幹事  |
| 15  | 2    | 森井安子  |    | ○  |     |
| 16  | 2    | 柴田春夫  |    | ○  |     |
| 17  | 2    | 齋藤久   | ○  |    |     |
| 18  | 2    | 齋藤栄一  | ○  |    |     |
| 19  | 2    | 池田義夫  |    | ○  |     |
| 20  | 2    | 鷹島長一  |    | ○  |     |
| 21  | 2    | 藤田浩二  |    | ○  |     |
| 22  | 3    | 須藤紘之  | ○  |    | 幹事  |
| 23  | 3    | 伊東順子  | ○  |    |     |
| 24  | 3    | 清橋一広  | ○  |    |     |
| 25  | 3    | 鈴木優子  | ○  |    |     |
| 26  | 4    | 佐藤征男  | ○  |    | 幹事  |
| 27  | 4    | 池田穎生  | ○  |    |     |
| 計   |      |       | 19 | 8  |     |

※委員区分は条例第5条の区分に従い番号を記入

## ◆由利本荘市出席者名簿

(市出席者13名)

| 役職               | 氏名     | 備考 |
|------------------|--------|----|
| 生涯学習課長           | 大滝 朗   |    |
| 西目総合支所長          | 菊地 弘   |    |
| 西目総合支所振興課長       | 佐々木 政徳 |    |
| 西目総合支所市民福祉課長     | 釜台 憲二  |    |
| 西目保育園参事兼園長       | 堀井 珠子  |    |
| 西目総合支所産業課長       | 佐藤 助雄  |    |
| 西目総合支所建設課長       | 遠藤 利夫  |    |
| 西目教育学習課長         | 田仲 淳子  |    |
| 西目幼稚園参事兼園長       | 石垣 富士子 |    |
| 西目総合支所振興課参事兼課長補佐 | 遠藤 正人  |    |
| 西目教育学習課主席主査      | 松永 美貴子 |    |
| 西目総合支所振興課主査      | 加藤 弘貴  |    |
| 西目総合支所振興課主査      | 松山 小由紀 |    |

## 会議の経過

### 第3回 西目地域協議会

平成23年12月21日(水)

午後1時30分 開会

#### ○佐々木振興課長

委員の参集状況と会議の開催要件を満たしていることを報告し、地域協議会の開会を宣言。

#### ○今村会長あいさつ

一言ご挨拶させていただきます。早いもので今年も残すところ10日となりました。年の瀬を迎えて何かとお忙しい中、今年度第3回目の地域協議会に出席くださりましてありがとうございます。これまでは3時に開会しておりましたが、今回は1時間半早く始めております。その理由は二つありまして、その一つは今日の報告事項は6月30日に行われました第1回目の会議でも様々な意見や要望が続出した課題の多い内容でありますし、二つの協議事項も重要案件でありますので、充分時間をかけて協議をしたいということでもあります。そしてもう一つの理由はかねてから委員の皆様から要望がありましたが、西目地域独自の課題や要望についても協議する時間が欲しいという声に応えたものであります。前回A委員から出されました西目小学校のプールをできるだけ早く建設して欲しいという要望に対しましては、西目総合支所の皆さんを始めとして西目小学校のPTAや西目出身の議員の皆さんの努力後押しもありまして、かなりの進展があったようであります。予定よりもだいぶ早く実現できるのではないかと期待をしているところであります。これからも西目地域が住みよいそして活気のある地域になるためには、委員の皆様の積極的な提言要望等が欠かすことのできない大事な事になろうかと思っておりますので、是非積極的に提案、要望を出せますことをお願いして挨拶に代えたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

#### ○佐々木振興課長

ありがとうございました。次第に従いまして報告に移りますが、地域自治区の設置に関する条例第9条第4項により会議の議長は会長が務めることになっておりますので、今村会長様から以後の進行をよろしく願いいたします。

#### ○今村会長

それでは、会を進めさせていただきます。次第3の報告でございますが、公の施設使用料の見直しについて生涯学習課からの報告をお願いいたします。

#### ○大滝生涯学習課長

皆様お足元の悪いところご足労願ひましてありがとうございます。6月の際にご説明申し上げました公の施設使用料の見直し検討経過につきまして、若干のご報告とこの制度の概要についてご説明を申し上げたいと思います。教育委員会生涯学習課の大滝でございます。本日はよろしく願いいたします。本来ですとこの公の施設使用料の見直しにつきましては、市の行政改革大綱の実施計画の一案件という形で位置づけられておりました。そういった形で行政改革推進課が中心となりまして、公の施設使用料の見直しのワーキンググループを昨年7月に立ち上げまして、今年まで約一年半にわたって検討を重ねてきた結果であります。ご承知かと存じますが、この12月の市議会定例会におきまして関連する施設の改正条例案を上程させていただきました。合計で42件の条例が議決をされております。本日はここでご報告という形になりますけれども、制度の具体的な運用についてはまだこれから煮詰めていかなければならない部分が多々ございます。そうした事柄につきまして前回の協議会等で頂戴いたしました意見をできる限り反映させられるような形で運用の実際をこれから詰めていくところもございまして、皆様からの実りのあるご意見を頂戴できればと存じます。

それでは、皆様のお手元に配布させていただきました資料が3枚ございます。資料に基づきましてご報告申し上げます。まずは資料1-2の大項目1、減額・免除制度の基本的考え方についてでございますが、1から3までの基本原則を設けております。一つ目が受益者負担の原則の徹底、二つ目が基準の統一、三つ目が減額・免除制度適用の構成と減額割合となっております。これについては、今回の使用料の見直しにあたりまして全国的に合併後における新しい自治体の傾向といたしまして、合併前の旧市町村独自で設定をしていた使用料基準というのが非常にまちまちであるという声が高かったことから、統一基準を設けまして、全市同じ考え方で進めようということが基本になっております。それとこの資料につきましては、6月の市の全員協議会並びに8月の議会の勉強会の中でも同じものをお出しいたしましてご理解をいただいたところでございます。減額・免除制度につきましては、2に減額・免除の基準案というものがございます。減額・免除制度の基本的な基準を統一しますということで設けさせていただいたものです。免除する団体と減額とする団体をはっきりその活動内容によって団体区分をしますという考え方を基にしております。免除団体となる要件につきましては①から⑧まででございます。①市が主催または共催する団体、②行政活動への協力目的等で利用する団体、③町内会等の団体、④行政活動を補完する目的で活動する団体、⑤市が特に認める福祉関係団体及び社会奉仕目的で活動する団体、⑥当該施設の管理運営受託団体(指定管理者)、⑦保育園、幼稚園、小・中学校特別支援学校等教育目的で活動する団体、⑧小・中学生で組織する団体(例えば、スポーツ少年団ですとか学校の部活動、クラブ等がこれにあたります)。減額(5割)と書いてございます。この度の見直しの基本的な考え方といたしましては、市の公共の施設と申しますのは、市がそれを建設して維持管理をしているランニングコスト、その他にイニシャルコストと言いまして、建設にあたって要した費用もございまして、今回の使用料の見直しにあたっては建設にかかる経費というものは、基準の中には算入をしております。年間の維持管理にかかる費用というものを算出して、それぞれの施設ごとに御利用いただく施設の面積区分によって基準的な単価をかけたものを料金基準としております。この場合、基準単価は社会教育関係施設、公民館等であれば1㎡あたり4円という単価を基準としております。そうした中で減額の割合につきましても、他の先行自治体の中では25%から75%まで4区分あったりという例がございますけれども、本市の場合におきましては、免除は全額、あと減額は全部5割ということで二つの割合に区分させていただいたところなんです。このような免除・減額を適用する団体の区分の考え方につきましては、これまで実施してきました減額免除の実態内容と突き合わせをしましたり、6月から7月にかけて各地域で行われました各地域協議会でのご意見要望等も参考にしながら、今申し上げましたような他の自治体の事例調査も行って検討整理をしたものでございます。

次に減額免除制度に関係する三つの取扱要綱についてご説明申し上げます。条例はあくまでも、減額免除ができる規定と料金表の改正のみでございまして、実際の運用にあたりましては、この減額・免除制度に関する要綱が三つございます。本日付で公布をさせていただきましたけれども、まず一つ目が由利本荘市の施設使用料減額・免除取扱要綱というものがございます。減額免除制度の基準の内容について定めたものでございまして、使用料徴収の公正の確保と効率的な事務処理をこの要綱に基づいて行うということでございます。この要綱の第2条の中に減額・免除の適用区分の第1項の(1)から(5)の内容をこの度の使用料の改正した条例の案に盛り込まれておまして、これによって各条例の改正案とこの要綱がつながると位置づけております。第2条2項には免除する団体とその要件の内容、第3項として減額する団体とその要件内容を定めております。この要綱に於いて共催及び後援そして協賛という文言がございますけれども、これについては資料1-1の8ページの由利本荘市共催等に関する取扱要綱というものを制定いたしまして、この共催、後援、協賛の言葉の定義付けを明確にしております。(1)の共催につきましては、市がその事業実施にあたって企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。後援につきましては、その事業の趣旨に賛同し、開催を援助するために名義使用を認めることと定義しております。三つめの協賛というのは、その事業の趣旨に賛同するが、開催の援助等は行わないで、名義使用のみを認

めることをいうという風に分けております。非常に曖昧な文言で、じゃあどちらになるのかということが実際のケースでは出てくるかと思えます。例えば、地域の文化祭等で『文化祭協賛〇〇大会』という風に、協賛という言葉を使っていますが、その協賛というのが、本来の事業の主体となるものに対してどういう位置づけになっているのか、例えば協賛金としてその団体にある程度の費用が支払われるのかといったようなことも加味しながら、これが協賛なのか共同開催なのかという判断をすることになるかと思えます。定義上はこの3つということで定義をさせていただいております。これまでも実際、市もしくは教育委員会が後援をするという場合には、使用料を免除します、減額しますというケースが非常に多くありました。この定義について、これも他の自治体の例を参考にしながらまとめたものであります。減額・免除対象とする適用団体につきましては、減額・免除制度の適切公平な運用をはかるうえで団体を登録するという考え方を盛り込んでおります。これについては、資料の12ページの由利本荘市公の施設使用料減額・免除団体登録要綱というものを制定いたしました。どういう団体でも、先程申し上げました①から⑧までの免除団体、①から③までの減額団体に、それぞれのグループ団体がどこに区分されるのかということを確認するためには、そうした団体の活動内容をある程度明確にさせていただかなければ、こちらとしても審査判定できないということもございまして、手続きを簡単にしようと考えておりますが、ある程度の事務の負担をお願いする部分もございまして、この団体の登録につきましては、第2条に市民活動団体という言葉がございまして、団体の構成員が概ね5人以上であり、かつ責任者として成人者を含むこと、会則又は規約等を有すること、団体活動の本拠としての事務所を市内に有すること、社会教育、社会福祉の増進及びまちづくり活動等に寄与するものと認められる団体であることとこの四つの要件を満たすものを市の公の施設使用料の減額・免除を受けることができる団体として登録をしますという考え方でございまして、この団体の登録は、団体の代表者等の変更もあるかと思えますので、登録した年度の2年後の年度末まで登録を有効として取り扱いますという考え方でございまして、この登録にあたりましては、一つの役所の窓口でまとめるのではなく、それぞれの団体が日常お使いいただいている施設の窓口でも全部できるように、例えば振興課でも公民館でも教育学習課でも結構ですが、あらゆるところでこれを受けて市の全体のデータベースの中で、この団体は登録されている団体であるから、減額・免除を受けることができる団体とわかるような形で登録制度を運用して参りたいと考えております。資料の方にはその団体の登録の申請書用紙とか通知書の様式がございまして、実際に今までこういう制度がなかったものですから、資料5として17ページの方には市民活動団体登録・認定のしおりというものをお付けしております。そこで市民活動団体とはどういう団体なのかというような定義ですとか、生涯学習・社会教育・福祉・まちづくりに関する活動とはどういうものなのかという定義ですとか、それから認定対象となる団体とならない団体の区分ですとか、登録の要件、申請に必要な書類等々について書いております。実際に私たちのグループは週1回集まってバレーボールやるだけの会なので、会則もなければ、きちんとした事業計画も何もありませんという団体も中にはおられるかと思えます。そうした場合にあって、今回の使用料の見直し等につきましては、そういった団体をこれまでも当西目地域につきましては、生涯学習活動、社会活動の支援という形でほとんど無料という形で提供してきた経緯があるということは存じております。昨日までも大内、岩城、矢島のそれぞれの地域協議会にお邪魔をいたしまして、同様の説明ご報告をさせていただきましたが、中にはやはり団体の自立ということを考えますと、この受益者負担という原則にはまず理解をいただいたという風に私どもは承知しておりますし、これまで無料で使ってきたことに対してやはり後ろめたい部分もあったので、いくらかでも負担はすべきと考えるご意見も頂戴しております。ただ、これまでまるきりゼロというところがプラスになるという地域もございまして、そういった地域のことも配慮いたしまして、通常考えられる他市の事例の料金設定よりも大幅に低廉な使用料の額と今回は定めさせていただいております。それとサークルの自立ということに関しましても、自分たちの組織の位置づけなり所属している団体連合会の中できちんとした扱いがあるのであれば、予算決算会費等々につきましても、ある程度うちの会はこういう会なのだということを対外的にも知っていただくために、そういった形の登録制度を導入すべき

ということでワーキンググループの方では進めさせていただいたところがございます。19ページの方には申請にあたってのQ&Aという形で実際今申し上げたような形できちんとした事業報告書なり会則ではなくても結構ですのでひな形も示しております。こうした登録手続き等につきましても振興課、各教育学習課、公民館等の窓口で柔軟に対応できるような形でこれから内部の方周知をさせていただきたいと思っておりますので、どうかご理解をいただければと思います。24ページの方には連絡問い合わせ先の一覧ということで34の窓口を載せてございます。こちらの方では全部同様の取扱をするということでございますので、何かご不明な点ございましたら、それぞれお近くの窓口の方へお問い合わせをいただければという風に考えております。資料1-3について若干触れさせていただきたいと思っております。公民館につきましては、日常一番使われる施設ということでございまして、料金改定表の一番上の欄に西目公民館シーガルの現行料金との比較表がございます。これまでも実際、条例上の料金というものはございました。ただ、先程申し上げましたように、団体の育成支援という形でほとんどいただいていたという現状があることは承知しておりますが、この度の施設使用料の見直しにおきましては全市足を揃えるというのが原則でございます。今回の料金改定も比較していただければおわかりのとおり、シーガルの講堂を午前中正規で使いますと、使用料8,000円、冷暖房料4,000円の1万2,000円という料金になるわけでございますが、これが改正後は1時間あたり冷暖房料を含みますと820円という単価になります。団体の登録をしていただきますと、改正後の料金を更に5割減額という取扱にできることとなります。実質ほとんどの団体は登録していただくことによりこれが410円という時間単価になります。施設使用料見直しの全体の流れの中では、議会の審査の中でも非常にいろいろなご意見をいただきました。特にこれまでグループ支援という形で無料にしてきたところがいくら低くても料金が発生することについては、経過措置等を若干考えられないかというようなお話もございました。これについても当面の間、現行他市の例よりも非常に下げております。逆に考えますと、よその市から由利本荘市内の施設を使用しに来ることがこれから増えてくる可能性もあるかと思っております。にかほ市からシーガルやB&Gを使いたい、岩城地域ですと、料金が下がることによって秋田市からの利用者が非常に増えるのではないかという危惧もございます。その場合の料金は団体登録しているわけではございませんので、正規の料金を頂戴することになることかと思っております。ただ、団体の育成支援のための無料化というものについては、ここで一度区切りをつけさせていただきたいと思っております。この体制で3年間はこの料金体系で試行してみまして、またその間いろいろなご意見を頂戴しながら、不具合等があるようなものについては、3年後の条例改正を視野に入れた検討を継続していくということで申し合わせをしておりますのでご理解とご協力をいただきたいと思います。

以上、貴重なお時間をいただきましてこれまでの検討の経過の概要と今後の要綱等の取扱についてご説明ご報告を申し上げます。これにつきましてもこれから皆様方のご意見を反映できるべきところは反映して、実際の運用に向けてまた新たに詰めさせていただく部分が多々あるかと思っております。是非ともこういうところということがございましたら、実現できるできないは別といたしまして検討材料ということで持ち帰らせていただきますのでよろしくご討議の方お願い申し上げます。以上でございます。

○今村会長

ありがとうございました。説明が終わりましたが、委員の皆さんからご質問や確認したいことはございませんか？

B委員どうぞ。

○B委員

決まって報告ということで何ともならないと思っておりますけれども、この度完成しましたカダーレの講堂を見せていただきましたけれども、素晴らしいという部分と工事がかなり手抜きされているなあという部分が見えました。それは別にして総額85億ですか？年間1億以上の維持管理費がかかるだろうということですが、それでもホールについての使用料はだいたいどのぐらいですか？

○今村会長

その点について回答をお願いします。

○大滝生涯学習課長

申し訳ありません。手元にカダーレ文化交流館の料金表を持ち合わせておりませんが、今回の使用料見直し対象施設からはカダーレ自体は外れております。今回の使用料見直し改正条例案 42 件と申し上げましたものは、今の 12 月議会で議決されたものでございまして、カダーレの条例そのものは本年の3月の 22 年度の最後の議会で承認をいただいたものでございまして、今回のものとはまた別の体系の料金表となっております。ただ、県内他市、秋田市文化会館、県民会館、大曲市民会館、湯沢市文化会館等県内 11 市の中ではだいたい中間的な料金というふうに設定をされたと記憶しております。後で振興課の方から料金表をお出しできるかと思いますがよろしいでしょうか？料金表は条例の中に既に登載されております。

○B委員

今のところ課長の頭の中ではだいたいどれぐらいの額なのでしょうか？

○大滝生涯学習課長

使用時間帯やホールをどういうふうにするかによって非常に細かく細分化されております。例えば1時間当たり 6,000 円で使える場合もあれば、平戸間にした場合はもっと安いとか、音響と照明がつくことによってどれぐらいになるかという非常に細かい区分がございますので、私としては県民会館より安いと記憶しておりますし、決して県内他市に比べて料金が高いというふうには思っておりません。

○B委員

新聞等では年間1億以上の維持管理費がかかるだろうという話がある中でそれに見合うだけの収入がないわけですけれども、それを踏まえた査定額になるわけですか？

○大滝生涯学習課長

基本的に公の施設の使用料については、行政負担の部分が半分、市民の皆様からの税金で維持していく部分が半分というふうに考えておりますが、必ずそれが収入支出の料金が 50、50 になるというものではないと思っております。実際にカダーレを抜きまして由利本荘市内の公の施設の施設管理維持費というのは、約4億 5,000 万円から5億くらいかかっております。当然シーガルも中に入っておりますけれども、それに対して利用者の皆様からこれまで頂戴してきた使用料の額というのは、だいたい 20 分の1程度とお考えいただければと思います。独立採算みたいな形では、賄ってはいないというのが現状でございます。

○今村会長

他にございませんか？

○C委員

前の説明であれば、管理費の 50、50 というのが基本であると思っておりますが、今日1㎡あたり4円という説明がありました、実際は 20 分の1ということであれば、50、50 という考え方を最初から 20 分の1でいくということなのではないでしょうか？

○大滝生涯学習課長

5割5割と言いますのは、公の施設というのは大きく分けて四つの分類がございます。6月の説明会の中でもご説明申し上げたかと思っておりますが、公の施設の中で、住民に負担を強いることができない施設もございます。その分類と言いますのが、道路ですとか公園ですとか社会資本につきましては、...

○C委員

あの、すみません。私言っているのはこの話ですよ。今の使用料の話をしてるんですよ。道路とかの 100 パーセントの話をしているんじゃないんですよ。

○大滝生涯学習課長

今回の 50、50 と言いますのは、ちょっと順を追って説明させていただいてもよろしいでしょうか？先ほど4

円単価と申し上げました。その4円の単価を積算するにあたりましては、例えばこのシーガルですと、22年度の決算額でいくらだったかということを出しました。市民の皆様にご覧いただくシーガルの貸し出しの面積はいくらあるか、年間の開館日数は何日あるか、1日のうち何時間利用者に貸しているか、職員の人件費、光熱水費、そうしたものを合算したものを利用者の利用できる平米数で割って1時間1㎡あたりの単価というものを示しております。それが全施設の平均が4.2円という単価になったわけです。その中の分類の中で利用者に負担を求めてもいい施設と求められない施設というのがあります。社会教育関係施設、体育施設等については行政側がその施設の維持管理に要する費用のうちの半分、利用者から残りの半分をご負担いただくということを定義させていただいたわけです。その4円単価のうち50%を負担していただくということですので、実際に出てきた4円×例えばこの面積が100㎡あるといたします。そうしますとこの部屋を1時間使いますと、4円×100㎡ですから400円とします。実際それが全体にかかる費用なわけです。そのうちの半分2円分だけを利用者の利用料として頂戴しますというのが計算のベースになっております。新旧対照表の中で講堂の820円というのは、本来4円で計算しますと、1,640円という単価が出てきたわけです。それを利用者区分の中では半分の50%部分を料金としていただくということで820円とさせていただいたということですので、よろしいでしょうか？

○C委員

20分の1とは？

○大滝生涯学習課長

それは市の施設全体の維持管理費ということですので、実際に使用料の額が半々ということではないです。

○C委員

ちょっとわかりにくい説明ですけれども、例えばこの講堂使うとした場合に1時間当たり820円と出した金額というのは、基本的には平米4円という考え方でよろしいのでしょうか？

○大滝生涯学習課長

そのとおりです。20分の1というのは負担割合がいろいろな分類がありまして、道路、公園、老人福祉施設、保育園、幼稚園、図書館などを含めての維持管理費です。実際、使用料の料金規定がない施設も中にはございます。

○C委員

先ほど登録というお話がありましたけれども、例えば体育協会の頭が登録していれば、すべての下部組織が登録されるという認識でよろしいのでしょうか？それとも、体育協会に入っていないスポーツをやる組織はそれぞれ登録するというのでしょうか？

○大滝生涯学習課長

お尋ねの件ですが、資料1-1の3ページ目の(2)減額規定の適用内容の②に市が認める公共的団体及び市民活動団体という括りの中で、市が行政的な見地から関与していたりその運営を支援・助成する団体の例示として商工会、観光協会があります。また、福祉関係団体、社会教育関係団体とありますが、その社会教育関係団体の中に芸術文化協会、体育協会が含まれることになります。体育協会の加盟団体につきましては、市全体の体育協会、各地域の体育協会が支部的な形でございます。そうした構成団体になっている各単協につきましては、個別の登録は不要と考えております。連合体の中の傘下の団体については既に名簿上などで明確に把握できるという位置づけになりますので、当然スポーツ少年団もスポ少に登録している団は内容がわかりますので、そういった連合体のものは個々の団体の登録申請は不要と考えております。婦人会、老人クラブも同様で、老人クラブ連合会、婦人会の連合会のあるものは各支部、クラブが把握できるという解釈を考えております。

○C委員

そうしますと体育協会に入っていない団体で使いたいという場合は、単独で申請しなさいということになりますか？連合体に入っていない団体というのは単独の申請になるのでしょうか？

○大滝生涯学習課長

そういうことになります。

○今村会長

せっかく西目地域の主な施設の料金改定表がありますので、参考にしながらこういう団体の場合はどうなのかと具体的にお聞きした方がわかりやすいと思いますので、その点も配慮しながら質問をお願いしたいと思います。他にございませんか？シーガルの使用料は一見したところかえって値下がりのような感じがありますが、西目カントリーパークのグラウンドゴルフ場は1人当たり 300 円となっているところが私自身気がかりな所であります。私の友人にもグラウンドゴルフが趣味な方が沢山おられて、朝から晩まで3度食事前にやるという方はどうなのかと思ひまして心配しているところでもあります。1日やっても300円、1時間でも300円という形になるのでしょうか？

○田仲教育学習課長

まだ明確には位置づけておりませんが、会場に入った段階で300円いただいて、お帰りになった時までの値段という位置づけで考えております。朝来てお昼をいただいて夕方まで同じく300円としてやっておりますが、これからじっくり他の所とも検討していくつもりですが、今のところはそうように考えております。

○今村会長

ありがとうございました。グラウンドゴルフ場で料金を徴収する方がいるという形になるのでしょうか？

○大滝生涯学習課長

管理人さんを置かなければ料金をいただくことは難しいと考えておりますので、管理人の手当をしたいと検討しております。これに加えて市内全体で見ますと、グラウンドゴルフ場、パークゴルフ場と言いますのは、芋川桜づつみパークゴルフ場、岩城の新鶴瀧、大内の葛岡広場、矢島の鳥海高原こどもの国、大内多目的広場、東由利の八塩いこいの森等がございまして、今現在パークゴルフ、グラウンドゴルフができる施設としてきちんと整備されている施設の中で、これまで料金をいただいていたのは西目と大内の2つでございました。特に西目の場合は、跨ぐと乗り越えられるような柵ですので、これについて料金徴収するのはいかがなものかと一番最後まで紛糾した経緯がございます。ただ、管理体制をきちんとすることで御利用いただく方にもまる1日遊んでいただいて300円を何とかご理解いただくということで、最終的にはいただく方向になったものと記憶をしております。これについてはスポーツ課でも悩み抜いて検討した結果であるとご理解いただければと思います。

○今村会長

他にございませんか？6月の説明の時には心配の声が多かったのでありますが、ただいまの課長さんの説明で納得された様子でありますので、これでこの件について終了してもよろしいでしょうか？

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

それでは他に質問もないようですので、次の4の協議に入りますが、ここで生涯学習課長の大滝課長さんは所用により退席いたします。ありがとうございました。

○大滝生涯学習課長

大変貴重なお時間をいただきありがとうございました。またこれから4月1日からこの改正条例施行されますので、いろいろ事務の手続き等で見直すべき所は見直しをして皆様のご意見を反映させていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

○今村会長

それでは4の協議に移らせていただきます。協議案件の一つめ「平成24年度地域づくり推進事業について」について振興課から説明をお願いします。

○加藤主査

振興課の加藤と申します。

初めに地域づくり推進事業に関する連絡をさせていただきます。来月27日金曜日にカダールにおきまして、地域づくり推進フォーラムが開催されます。各地域の地域づくり推進事業の発表会と基調講演を行う内容ですが、西目からは漁港祭りについて実行委員会事務局の高橋敦さんに発表していただく予定です。本日お配りいたしました封筒は委員の皆様へのご案内になります。調整のつく方々は是非出席いただきたいと思っております。

それでは座ったままで説明させていただきます。予め郵送にてお配りしてあります資料2をご覧ください。来年度の事業開催にあたりまして補助の要望があった事業は今年度同様九つありました。各事業の内容については資料のとおりですので個々の説明を省略いたしますが、補助要望額を増額した事業についてのみ若干説明いたします。2番の「収穫感謝イベントはまなすフェア」ですが、催し物の一つであります「葱まつり」をこれまで出店者に任せて協賛金を徴収いたのを直営(仕入れを自分で、売上げを収入に)に変更したうえ、イベント全体を拡大する計画により要望額を11万2,000円増額しています。

3番の伝統芸能保存事業ですが、教材の横笛の製作を専門業者に委託する計画から7万4,000円要望額を増額しています。

7番の花蓮池の整備及び散策路の整備事業ですが、散策路の整備を充実させる計画から23万円要望額を増額しています。

今回要望がありました九つの事業の要望額を合計しますと、地域枠の300万円を37万円超えてしまいますのでこの度調整が必要になりました。

補助額の調整方法ですが、資料の一番下※にありますとおり、今年度と同額の要望事業については要望どおりにいたしまして、増額の要望があった三つの事業については環境美化推進事業の減額分である4万6,000円を要望額の増加額に応じて加算する方法を考えております。この方法により算出した補助額が資料の一番右の欄「補助予定額案」です。要望額を増額した事業の希望を叶えることはできませんが、全ての事業が今年度並の補助は受けられることとなります。

説明は以上になりますが、委員の皆様から各事業の内容が地域づくり推進事業として相応しいかどうか、補助額の調整は案のとおりでよいかについてご意見をお聞きたいと思っております。よろしく申し上げます。

○今村会長

以上で説明が終わりましたので、委員の皆様から質問やご意見ありましたらお願いいたします。

○D委員

事業主体というのが5名以上組織をする団体となっているようですがけれども、7番の花蓮池の整備及び散策路の整備事業というのは、何人の方が見に来ているのか？趣旨はわかりますけれども、これは個人の趣味でやっているのではないのか？散策路草刈りの重機の借上げの予算のようですけれども、こちらは団体と言えるものなのでしょうか？

○加藤主査

まずは団体と言えるかどうかというところですがけれども、来年度の要綱の改正で5名以上の構成員がいなければいけないということを条件付けられております。この度、花蓮を見る会からはきちんと5名の登録があるということで名簿はいただいております。そしてこの事業が単なる個人の趣味ではないかというご意見のようですけれども、23年度の状況をお話ししますと、4月から花蓮池の整備を行っておりまして、今年は雨の影響によって開花は1週間ほど遅れたということでした。8月に入ってから6日7日花蓮池を見る会とい

うのを開催しております地域の内外からたくさんお客さんがみえてます。こちらについては魁新聞にも記事が載っております。今日の時点で決算報告が上がってきておりませんが、次回までには皆さんのところに資料を示してお話しできるかと思います。

○今村会長

他にございませんか？

○C委員

この地域づくり推進事業の中で唯一外に出ない3番の伝統芸能保存事業ですが、中沢の会長さんもおりますので、24年度で3年目にあたるということで、我々にとっては首を長くして待っているような状況なので、内容を少し教えていただけないでしょうか？

○E委員

今年で2年目で来年が全体計画の3年目である程度仕上げようと始まった事業です。今までは教材用の横笛を用意してもらって、旧由利町の講師の先生をお願いして月2回ぐらいのペースで講習会をして音がでて指が自由に動かせるようにほぼ同じメンバーで練習しておりました。実際出席しているのは6、7名います。中沢以外の方もいます。来年が最後の年だということで、代々ある中沢の笛を作って、基本しかできないと思いますが、中沢の拍子を勉強しようということになっております。

○今村会長

他にございませんか？

○B委員

8番(環境美化推進事業)は要望額が4万6,000円ばかり削減になったという話でしたが、これは各地区で減ったのか、大きい一組織がなくなったのかその辺はどうなっていますか？

○加藤主査

要望額を減額した理由はなぜかということでもよろしいでしょうか？23年度からは1割の自己負担が必要ということになりましたけれども、各町内からの捻出できる自己資金を見てあまり事業の額を大きくすると、各町内の負担も大きくなるということもありましたので、23年度の状況を見て来年度は事業額を少し減らした方がいいのではないかということでこのような額になりました。

○B委員

わかりました。24年度分すでに提出しておきましたけれども、できれば花だけでなく環境保全ということで周りもきれいにしたいという気持ちがあったんですが、有志で声を掛け合ってやっていこうということで上げておりませんでしたので、何とかやりくりしたいと思います。

○今村会長

豊栄の花は大変綺麗でかなり費用もかかっているのではないかと思います、潟端町内の例では特に花壇もありませんので、プランターやジョウロやホースなどにかなりの費用がかかっておりましたが、1年目だけで次年度は不要になりました。そういう面でも要求する額は減っております。豊栄或いは中高屋のように充実した活動をしているところが減らされるというのはないのではないかと思います。それでいいですよ？

○加藤主査

はい。来年度に入って間もなく参加する各町内から具体的な要望やりたいことを聞きながら調整していきたいと思っております。

○B委員

再度24年度分直して提出させてもらってもいいかもしれません。

○加藤主査

補助額の案はこのままになるのですが、実施する各町内での調整ということになりますので、豊栄町内で

大きい額で出していただくと他のところで若干下げたというような調整が必要になってきますが、その辺は町内会長さんと実際植栽活動やられる皆さんとで相談しながら決めることになるかと思います。

○今村会長

他にございませんか？

○D委員

以前地域づくり推進事業にふるさと会の方にいくらか予算ありましたが、ふるさと会の予算は市の方で別個に措置するということでしたけれども、今年自分も行きましたが、物産展に参加する方々皆実費だそうです。市の予算いくら出ているかわかりませんが、わかる範囲以内で教えて下さい。

○佐々木振興課長

今の件でございますけれども、旅費という形で5人分出しております。これは2万円が限度ということで、5人分ですから最大10万円でしたけれども、2万円いかなかった人もおりますので10万円までは届いていないと思います。それから物産展に出すこちらから持って行く物の輸送費についても10万円を予算をみてトータルで20万円の予算と記憶しております。

○今村会長

その会の個人的な負担が増えたのではないかという心配もあるようですが、その点についてはいかがですか？

○佐々木振興課長

正直申しまして、手伝ってもらいますかこちらからお願いする方5名については2万円を上限として補助しております。一般の方で参加してもらえる方については実際は補助は出ていないということになっております。

○今村会長

他にございませんか？

○F委員

伝統芸能保存事業のことについて伺いますが、笛だけでなく舞がなければ伝統芸能にならないと思うんですが、今はまだ横笛の練習のようですけれども、これを学んでいる後継者の児童生徒が7、8人ぐらいと言っておりますけれども、大人になるとやめるような感じがあると思うんですよ。その後の可能性はどう見えますか？

○E委員

今横笛を習っている人は、一般の方で20代30代ぐらいの主に町内の若手です。当然笛を覚えることになれば、舞も覚えないと笛もついていけないということになりますので、笛を鳴らせて舞も覚えていかないと拍子もついていけないという一体のものだと思います。町内の若手に参加してもらってますので、以後そのような形で繋がっていければいいなと思っております。

○F委員

小中学生が対象なのかと思っておりましたが、一般の人が参加しているということですので是非頑張って一人前にしてほしいと思います。

○今村会長

こういった伝統芸能は一旦途切れてしまいますと再復活するというのは非常に難しいことでありますので、是非長く続きますように広く沢山の人が参加できるように、もし成果が出ましたら発表の機会なども持っていただければありがたいなと思っております。現在は学校教育の中でも日本の伝統芸能というものを大事

にする方向でカリキュラムが組まれておりますので、学校の方とも連携協力しながら進めていかれたらいか  
がかなと思っているところでございます。他にございませんか？

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

ないようですので次の協議案件に移りたいと思います。

「コミュニティバスの運行経路の変更等について」振興課より説明をお願いいたします。

#### ○加藤主査

引き続き私の方から説明させていただきます。4月から運行を開始しましたコミュニティバス西目線です  
が、本年度は実証試験運行と位置づけられておりまして、今年度の利用実態から路線等の改正を行って来  
年度から本格運行に入ります。

配布してあります、資料3と鶯色のパンフレットをご覧ください。

資料3は説明の資料と A3の路線と時刻の変更案になります。鶯色のパンフレットは以前各世帯に配布した  
もので現行路線と時間を記載してあります。変更案の時刻表ですが、従来何便の往路、復路というように表  
現してありましたが、混乱を避けるために往復で区別せず片道毎に1便・2便・3便というように表記してあり  
ます。

路線、時刻の改正・変更にあたっては羽後交通西目線の代替公共交通機関であるということの基本にしな  
がら利用状況の集計をもとに案を作成しました。資料の一枚目をご覧ください。主な変更点を4つ挙げてお  
ります。

一つめの日曜日を運休することについてですが、

資料の「1. 日曜運休の検討材料の平日土日祝日の利用状況」の一番右「片道あたり利用者」の欄をご覧  
ください。4月から11月までの集計になりますが、日曜日は0.31人、平日の1/3、土曜祝日の半分という数  
値が出ました。利用者が少なく運賃収入も少ないことから、かかる経費も高くなります。このことにつきまし  
ては、資料「平日土日祝日の運賃収入と経費の比較」の一番右の欄にあります対費用効果の目安をご覧  
ください。乗客一人あたりにかかる経費は平日の約4倍土曜祝日の約2倍になることから運休を案とするに至  
りました。

変更点二つめの上高屋、中高屋を運行ルートから除くことにつきましては、資料の一番下をご覧  
ください。乗降者数は統計をとり始めた5月から11月までの7ヶ月間の数ですが、全便合わせて4人しかおりませ  
んでした。このことから運行ルートから外すことを案にいたしました。なお、これに伴いまして円滑な運行を  
図るために終点、始点を海士剝公民館に変更しています。

さらに運行時間の変更についてですが、利用者の声として1便復路かしわ温泉行きの着時間が温泉の営  
業開始の9時には早すぎることに、5便往路道の駅行きの発時間が早すぎることに、かしわ温泉利用客と  
(農)沼田の作業通所者から聞いておりました。そこで2便、現行では1便復路になりますが、これを14分遅く  
着くようにし、9便、現行の5便往路を30分遅く出発するようにしました。外にも運転手の意見を聴いて時間  
に余裕の無かった区間の時間を多くとったところと、10便、現行の5便復路の西目駅着発時間を遅らせるこ  
とで16時35分発秋田行き列車からの乗り換え客の帰宅に応じられるようにしました。

この後 JR、羽後交通象潟線の時刻変更により多少修正が必要になると予想しますが、ただ今の案につ  
いて委員の皆様からご意見をお聞きしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

#### ○今村会長

説明が終わりましたので、委員の皆様からのご意見ご質問はございませんか？

#### ○F委員

私は1年前のことはわかりませんが、例えば病院に行く便はできないということですか？

○加藤主査

コミュニティバスを走らせるにあたっては、西目線が廃止になることによって所謂内部の皆さんの足を確保して、羽後交通の象潟線に接続するという目的を大前提で運行しておりますので、西目から出るということはその時点で想定には入れておりませんでした。路線が羽後交通の路線とかぶりますと、競合すると言いますか、民間の交通機関の方に影響を与えるということもありまして、コミュニティバスはコースをかぶるようなルートは組めないということでこのようになっております。

○F委員

それは絶対的な条件なのですか？

○加藤主査

コミュニティバスのルートを決めるにあたって地域公共交通活性化再生協議会に諮らなければいけなくて、そこに出席されているメンバーというのが各公共交通機関の団体の皆さんになります。(そのメンバーが)集まりましてこのルートでいいのかということをお諮りするわけですが、その場において今申し上げましたように民間の交通機関とかぶるような路線を組みますとうまくないと言われる可能性はあります。

○F委員

それはだめだって言われた例はないんですか？

○加藤主査

最初に言いましたとおり内部の皆さんの足を確保して既存の公共交通機関につなげるという目的で考えておりましたので、例えば組合病院まで延ばすという羽後交通の路線とかぶるような案を持って行くということは最初からしておりませんでした。

○今村会長

スタートの段階から公共交通機関とは競合しないようにということが原則になっておりますということよろしいでしょうか？

○F委員

これを利用している病院等に行っているお年寄りの方は真っ直ぐ(病院まで)1便でも2便でもあればいいなあとということを常々言われてますので、何とかならないものかと思いました。

○今村会長

他にございませんか。

○F委員

帰りの便の最終便、もう少し遅くできないものですか？

○加藤主査

帰りの便と言いますと、何便についてのご意見でしょうか？

○F委員

5時頃の便、帰宅便というか通勤の帰りの便というのがあればもう少し利用者もいるのではないかと思うのですが。

○加藤主査

10便現行で言いますと5便の復路についてですけれども、現在16時32分に駅に着くようにしております。秋田行き16時35分発の列車、酒田行き15時48分発の列車があります。このお客様を拾うということで16時32分に着いて16時37分に出るというように現在組んでおります。案では16時36分に着いて16時41分に出るようにしております。この時間で秋田駅で降りるお客様の帰宅の足にさせていただこうということ

でこのように組んでおります。それを遅らせますとその後の列車の時間にもよりますが、秋田行き 16 時 35 分のお客様を拾えなくなってしまうので、この案でいきたいと考えております。

○今村会長

列車の時間帯との都合ということもあるようですが、F委員よろしいでしょうか？

○F委員

いろいろ都合があると思いますが、もしできればなあと思っておりました。

この時刻表に変わるのは4月1日からですよ？

○加藤主査

そうです。4月1日からの案ということで出しております。

○今村会長

他にございませんか？

○G委員

時刻表はいいと思いますけれども、西目小学校から回ってきくち医院の通りですけれども狭くてできれば側溝に蓋をもらえれば助かるという話が聞こえてきます。事故の起きないうちに側溝に蓋はできないものでしょうか？雪が降って除雪しますとどこまで道だかわからなくなってしまいますので、側溝に蓋していただければ助かると思います。

○遠藤建設課長

ただいまそのお話を伺いまして予算的なこともありまして、どのくらいの延長範囲を蓋かければいいのか、例えば基本的には蓋をかける場合は、家の出入り口であるとか人が転落して危険な箇所であるとかそういった危険な箇所にはなるべく蓋をかけるようにしております。現状の場所を詳しく見ていないので、はっきり申し上げられませんが、今年度可能であれば対応したいと思います。危険度合いも含めて現地を確認させていただきたいと思います。即答できかねますが、前向きに対応していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○今村会長

他にございませんか？

○B委員

一点だけお願いします。私は今のところ交通の便に恵まれた所に住居しているんだと思います。弱者ということで病院等に家族等の送り迎えがない人のためにということで賛成した一人ですが、この結果を見てやはりなと頭をかしげております。今削減することによって運転手の件ですが、人員削減するのか、運転時間を短くするのかという考えを持っていらっしゃいますか？

○加藤主査

運転手はシルバーに委託しておりますので、これによって人を削減するという問題は生じません。どのくらい経費として減額できるのかについては、資料の中段にあります平日・土日祝日の運賃収入と経費の比較という欄に日曜日の人件費、これは11月までの数値になりますけれども、15万1,200円かかっております。燃料費で4万9,013円ですのでこれらの金額から試算してみますと、だいたい30万くらい経費としては少なくなるのかと思います。

○今村会長

乗降者の少ない上高屋、中高屋のステーションが無くなるわけでありまして、今までの実績が4名と少ない実態でありまして、ここがカットなるわけですが、海士剝の近くにステーションがありますので、利用

されて来た方には不便かけるわけですが、かかる費用のことも考えましてご了承していただくことを私からもお願いしたいと思います。他にございませんか？なければ以上で協議の第2終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか？

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

それでは次に入らせていただきたいと思います。

その他でございますが、今まで委員の皆さんから地域独自の課題や要望を話し合う機会を設けて欲しいという声が大きかったのでありますので、もし委員の皆さんからこういうことをというのがございましたら出していただきたいと思います。

#### ○H委員

二つお願いとお聞きしたいことがあるのですが、一つめは小学校の体育館脇にスポ少などがあった時に親御さんが出迎える駐車場の照明の件と除雪についてです。

一つめは小学校脇の体育館なんですが、話を聞くと照明はあるようなんですが、夜照明がつかないんですね。照明がつかないところに車を停めて、子供達が暗いところを走って行く中を車が走るという非常に危険な状況なんです。真夏でしたら18時過ぎ頃まで明るいので大丈夫だと思うのですが、たまたま私が何回か迎えに行ったのが10月以降だったために、しかもそのうちの何回かは雨の中を迎えに行ったこともあります。子供は自分の家の車を見つけると一目散に周りなど気にしないでそこに走って行くわけです。そうするとそこにまた迎えの車が来るという結果なんです。確かにスポーツ少年団の関係ですから学校教育ではないと思うんですが、学校の敷地の中の事故ですと管理責任が出るのではないかと思います。それと私が見えないせいかもしれませんが、小学校への入口と体育館に入る時の入口の看板が非常に小さいです。B4ひとつぐらいで反対側車線から夜ですとちょっと見えないんですね。迎えに行く時に入りづらいですから、看板だとか照明は早急にできたら秋口までは照明をつけるように事故防止の観点からよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ除雪の件なんです、毎年のように除雪予算が不足するという話を聞きます。西目だけで見た場合ですとそんなには思いませんが、山間部の地域に行きますと除雪予算が不足で大変苦労していると聞きます。広報とかいろんな所に敷地内の雪は道路に出さないようにと盛んに書くのですが、役場の方でそういうものを指導だとか現場を見に行っているのでしょうか？まず、その点がひとつ。それから除雪車が悪いのかオペレーターが悪いのか、私の家の前を除雪するのはどちらかというとオペレーターが下手なように見えるんです。担当の課で指導とかオペレーターの教育とかやっているものか伺いたいところです。

#### ○田中教育学習課長

はじめに小学校のグラウンドの方の街灯の件ですが、おっしゃるとおり12月初め頃まで街灯消えておりました。街灯点いていたんですけれども、3.11の大震災の後の節電のために、特にグラウンドの下の駐車場の電気がものすごく明るいものですから、住民の方からこの時期に勿体ないのではないかという声も聞こえてきて、夏場にかけては消してもいいのではないかということで消させていただきました。消させてもらったまま10月頃本当は点けなければならなかったんですけれども、その辺りを気がつきませんで申し訳ございませんでした。ご迷惑をおかけいたしました。12月の初めに学校の方へも連絡いたしまして、今は点いております。スポ少終わったんですけれども、下校の際の街灯代わりと言いますか、だいたい20時頃までは点けてそれ以降は消させてもらっております。春になり明るいようでしたらまた消して、9月末頃にまた点けるようにしますので申し訳ございませんでした。

それから小学校の看板ですが、正門の前の橋の所に西目小学校という看板はあるんですね。片方だけで、沼田から渦端の方に向かった場合、看板は見えない状態ですが、正門の前の看板は大きめのものを用意しておりました。グラウンドの方へ入る所が小さくて見えにくいということでしたが、看板は学校の方で先生方のために作った看板でして、初めてこちらの方へいらっしゃる方のためにも道路側にちょっと

したものを用意させていただけるよう検討して参りたいと思います。よろしくお願いたします。

#### ○遠藤建設課長

除雪の関係のご質問二つあったと思いますが、道路に雪出しをしているというチラシや広報見ますが、現場を確認しているのかということとオペレーターが下手だと言うことで技術指導しているのかという二点だったと思います。最初に道路の雪出しの件に関しましては、一概に西目地域という地域を限定した内容ではございません。正直申しますと本荘地域ではかなりの方が道路に雪出しをしております。特に具体例を申し上げますと、本荘の石脇地域では除雪車を待って雪を出してから通過させるという行為が本荘にいた時にありました。これはあくまでもそういうことはしないで下さいということで西目地域に限定したものではございません。特に凍結した道路で除雪車が通った後に雪出しをしますと、そこだけ雪が残ってブレーキをかけた際その上でスリップをするということで、その雪を出した方が原因者となって事故の責任を問われる場合もあると聞いております。危険防止のためにも除雪した後の道路には雪出しをしないでいただきたいということを喚起しているところです。西目地域のどこで調べたかということではなくて市全体でもそういう行為が見られますので、そういうことはしないで下さいという広報を流しているところです。

オペレーターに関してのご質問ですが、確かにオペレーターによって上手下手はございます。基本的には市の直営の路線につきましては市の作業員が除雪をしておりますが、それ以外につきましては委託契約を結んだ業者さん、或いは個人の方をお願いしております。西目地域はそれほど雪は多くは降らないんですが、大概の方は長年経験されているベテランの方ですので、基本的に市で技術指導するということはございません。業者さんにつきましては作業員がオペレーターになっているわけですが、担当者が代わったりする場合もございまして、その引継はよくして下さいということで、毎年除雪シーズンの前には除雪会議を開催して市からの注意事項等については説明しております。ただ、技術指導等につきましては、業者さんの方へお任せしておりますので、市の方では直接しておりません。シーズン終わった後も除雪の反省会を行っておりまして、その場で様々な問題点等を出し合っていたりしながら次のシーズンにつなげるという会議は開催しておりますが、オペレーターの技術指導につきましては市の方ではしていないのが実情です。

#### ○H委員

それだと事後確認というのが全くないわけですよ？ただ、言いつ放し、お金の出しっ放しということですよ？私が言っているのはそれがおかしいのではないかと思うんです。他の町内のことはわかりませんが、例えば、一番顕著な例で、雪を道路の反対側、敷地側に出すんですね。そうすると、本来行かなくてもいいはずの吹き飛ばしの機械が1年に何回かその雪を飛ばすんですね。これは無駄ですよ。それからオペレーターの指導任せっぱなしというのもおかしいと思うんですよ。お金の出しっ放しで後のことはそちらに任せますでなくて、金を出した以上はきちんと仕事をしているのかどうか、広報で道に雪を出さないで下さいと言った以上は、本当にそれが実行されているかどうか、職員がいるわけですから、きちんと点検して初めて完成だと思うんです。それで初めて反省会だと思うんです。それをやらないで反省会だと単なる酒飲みに過ぎませんよ。あと、もう一つ例を挙げると海水浴場の入口の所のアパートから雪が道路に出されるものですか、海岸に雪を投げに行く時にでこぼこで大変なんですよ。お金を出した以上はそういうところをきちんとうまく稼働しているのか、オペレーターがきちんとしているのか点検するべきです。私の家の前と隣の家の前の雪をきちんと毎朝全部捨てるんですが、そこに遠くからわざわざ雪を持ってきて山積み置いて行かれるんですよ。一日3回も投げなければならないんですよ。ですからそういうことを言っているんですよ。今回回答できなかったら、今年の一年様子を見てみます。そしてまたやってないようでしたら、課長では話が通じないと思います。はい、それだけです。

#### ○今村会長

大変厳しいご指摘がございました。(建設課長)どうぞ。

#### ○遠藤建設課長

ちょっと舌足らずでしたけれども、雪出ししている現場を見たのかというお話しだと勘違いしてしまいました。道路状況につきましては、当然除雪後のパトロールもしております。ただ、1日で全地域全部の路線を回りきることはできませんので、確かにその不都合な箇所があった所も見落とす場合はあるかもしれませんが、パトロールについては毎日しております。ただ、今も言いましたように、全路線を一日で回りきることは通常業務を抱えながらは不可能ですので、主だったところのパトロールについてはしております。オペレーターにつきましては任せっきりかということでございますが、正直言いますと技術的な指導につきましては、そういった資格、免許を持った方でないと指導できませんので、現状では市の方に指導者もおりませんので、ただ運転方法或いは、安全確認であるとか除雪方法等につきましては、除雪会議の場で市の方から指導はしております。

#### ○今村会長

はい、ありがとうございました。確かに鳥海、東由利の所謂豪雪地帯の除雪と西目も含めてこの海岸地域の除雪では上手下手があるなあという声は大変大きいようでありますので、機会がありましたらそちらの業者の方にも指導していただければいいのではないかなと思ったところであります。

他にございませんか？

#### ○C委員

話が大きいので市単独ではできないそうなんです、よく人から言われるのが西目だけインターチェンジがないということで、これは国土交通省と掛け合いになると思います。実は西目にパーキングエリアを作ってくれという要望を出した当事者でありますので、あまり大きいことは言えないんですが、インターチェンジを作らなくてもいいからパーキングエリアを西目地域に作ってくれという要望を出してパーキングエリアを作ってもらいました。そのパーキングエリアを西目地域で使わせてほしいということでパーキングエリアを作ったという経緯がありますので、今更何だと言われるかもしれません。しかし、完全に無料化ですし、あそこは町には使わせないと市には貸すけれど、個人には貸さないという状況の中で、市で借りて団体に貸すということもしておらないので、だったら約束が違うからインターチェンジを作るということをそろそろ出してもいいのではないかなと思うんですが、これは私個人ということではなくして、西目全体或いは地域協議会全体の賛同を得て、何とか国交省に交渉して欲しいという要望なんです。ただ、パーキングエリアの所から来ると意外と簡単に入れます。大型が入って来られるとすれ違いができないという道幅でありますので、道幅を広くするというには非常に金がかかると思います。国交省では道路の幅を広げるまでは金を出さないのではないかなということになれば、結局市の負担が大きくなるだろうと思いますけれども、大型を通行止めにしてもいいから普通車だけでもあそこからインターチェンジに乗り入れできるような要望を出してもいいのではないかなと思います。それで通行が多くなったら2次計画でもいいですから道路幅も広げ、全部開通したら大型も入ってもいいというような感じでやれば、何とかなるのではないかなと思うんですが、そこらへん絶対不可能ですか？支所長お願いします。

#### ○菊地支所長

はい。そうすればC委員のご質問にお答えします。インターチェンジという話ですけども、これは現在のところは今の状態でいけば不可能なわけです。ただ、パーキングエリアにつきましては、7号線の通行量が減った分だけ、そこで何か補填できる営業できないかということで国交省に交渉した経緯がありまして、その時は現在の法律では無理だということで、秋田の河川国道事務所ではよしという判断を下したんですけども、その上の仙台の地方整備局に持っていきまして、だめだということであつてなく蹴られてしまいました。それで2年ほど間がありまして、昨年パーキングエリアを試験的に活用してくれないかという打診がありまして、いろいろ本庁の方と相談した結果、今年パーキングエリアでイベントを1回やったわけです。3日間やりまして、車両の通行のデータ等取りまして結果が出てきたわけですけども、この先パーキングエリアについて由利本荘市ではどのような位置づけにするのかということについて言えば、はっきり結論は出て

おりません。ただ、目先の事について言えば、営業などはできませんけれども、将来日沿道が全線開通して、山形県境、新潟県境通じまして完成しますと、全く人の流れが変わってくるわけです。由利本荘市にとっても観光の資源が眠っているということで、非常に期待されるパーキングエリアなわけです。今年パーキングの所に24年度はコンテナハウスを1機据え付けまして、人をはり付けるかどうかはまだ確認してませんが、観光の情報の拠点としていろんな資料を置き、自販機を設置するということで考えております。管理道路からの一般車両の乗り入れということになりますと、法的には可能になるかもしれませけれども、今のところ物理的にはあそこから出入りするとなれば、あの道路の勾配の状態では普通の車両ではとても通れないわけです。特に冬期なんかは通行は不可能になると思います。現在ボックスカルバートが車両2台交差する幅員がないので、一番のネックになるかと思えます。ボックスカルバートの幅が広ければ、話の持って行きようがあったかもしれませんが、あのボックスを拡幅するとか、別の方からもう一つとなりますと今の状況では容易でないという感じがします。ただ、いろいろ考えてみますと、西目にもジャンクションと言いますか、入れるようなルートが欲しいなあということは地域からも声が出てますし、この後地域協議会からもそういう話が出ているということを当然今日の会議録でも上がっていきますし、それを踏まえて要望書も出さなければいけないと思います。それでインターにつきましては一度建設課の方で2年ほど要望書出したことがあります。これはやめた方がいいということで途中で要望書を取り下げた経緯があります。今言われたようにパーキングエリアにも有望な使い方もありますし、西目には大きい工場や企業もありますので、是非ジャンクションを欲しいと私も考えております。この後やはり地域の声を大にして、上の方に持って行くような方法が大事だと思いますので、これからもその辺は検討して参りたいと思います。

○今村会長

ありがとうございました。

○C委員

物事はだめだと言われてから始まるんですよ。これで終わりではないですよ。ここから何とかしてスタートに立ちたいと考えておりますので、地域協議会会長いかがでしょうか？

○今村会長

そうですね。日沿道もいつになるかわかりませんが、通るようでありまして、西目から高速道路に上がれないというのも誠に遺憾なことでありますので、何とかこれからも声を大きくして要望して参りたいと私も考えているところであります。よろしくお願いします。

○菊地支所長

是非地域協議会だけでなく、地域の大きな会や組織を作って声を上げるという方法もありますでしょうし、この後声を高くして持って行きたいと思えます。

○今村会長

ありがとうございました。I委員お願いします。

○I委員

私からは日沿道みたい大きなところでなくて、本当の生活道路に関してお伺いしたいと思います。二点だけお伺いしたいと思います。

一点は下瀉端から藤崎台へ抜ける道路が西目地域から本荘地域に抜ける道路になっておりますけれども、非常に狭歪で狭くてこれからずっと冬の間は通行や交差するのに難儀している状態が続き、毎年のように1台か2台車の転落事故が見受けられています。先般、重左衛門橋という立派な橋が出来まして新しい道路の交通量が非常に多くなってきているわけですよ。秋田精工や由利工業に通う車が非常に多くて、交差に難儀している状態です。重左衛門橋から藤崎台へ真っ直ぐ抜ける計画があったはずなんですけれども、その計画がどうなっているのか一日でも早く開通していただきたいというのが第一点。

それとコロニーの孫七山と出戸の猿田を結ぶ道路の改良工事あるわけなんですけれども、その全面開通

はいつ頃になるのか、これも是非西目地域としては早く実現して欲しい幹線道路ですので、何とかその点この協議会の中でも市の方へ要望してなるべく早く実現させたいと思ってますので、その点二点だけお伺いします。

○今村会長

はい。ありがとうございました。その件に関して何かありますか？

○遠藤建設課長

建設課の遠藤でございます。ただいまの二点につきまして私の方から説明いたします。

まずは藤崎台に抜ける新しいルートの道路建設に関してでございますが、正直言いますとあの道路は私も通勤に毎日使用させていただいておりますので、私自身も早く作りたいと思っております。合併前の私が本荘市役所の建設課にいた当時ルートの建設に携わって当時西目の担当者の方と両方からつなげていって同時に完成しようという約束をいたしておりましたが、途中私は異動してしましましてその話は立ち消えになっていたようでございます。責任の一端を感じておりますが、合併の際の総合発展計画にきっちり掲載されていた事業でございます。延長はだいたい660メートルくらいありまして、現地で測量したのではなくて図上ですが、計画ルート、計画の幅員、概算の工事費まで出して、これを元に総合発展計画の中に掲載事業として掲載されております。合併当初に関しましては、既に事業が始まっていたいい時期だったんですが、その後、度々の見直しによりまして平成24年度から測量試験を行って事業着手する予定でございましたが、更なる発展計画の見直しによりましてこの事業に関しましては、27年度以降の事業として先送りをされております。ただ、先程I委員からもお話しありましたように、現状の線路の下の道路に関しましては路肩もだいぶ壊れてきておりますし、あのとおりの幅員が狭くて融雪剤を撒かないと車が滑る急勾配の道路でございます。毎年、2台か3台くらい側溝や田圃にはまった車を見かけますので、この事業につきましても1年でも早く前倒しできないかということで各方面にも私の方で話をしておりますが、現状では27年度以降に着手する事業となっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、孫七山猿田線ですが、これにつきましても合併前からの建設事業でございまして、合併後も建設改良工事進んでおりましたが、平成19年度に一時ストップをしております。27年度以降の先送り事業となっておりますが、風車の事務所のちょうど向かいの部分が出来た部分と出来た部分の間に挟まれて200メートルですけれども寸断されておりました。ここだけは何とかがつなげて欲しいという要望出しまして、今年度今日検査が終わりました。今年度は未改良区間をつなげております。原則としては当初猿田までの4キロちょっとある道路なんですけれども、風車から元の埋立地の方まで行きますと、だいぶ勾配もきついですし、あれを改良すると相当の事業費もかかるということで、当面風車の先のちょっと行った所までで計画は終わりという風に切られました。ただ、風車までの間の若干広くて大型がどんどん入ってこれるような道路がありますが、そこは出来るだけ早い機会に舗装だけでもしたいなと思っております。ただ、七号よりの急勾配の箇所につきましては、ルート上は一応測量も設計もされておりますけれども、かなりの事業費がかかるということで先の方の見通しは全く立っておりません。4キロちょっとの全体計画の中の約2.8キロ部分まで舗装するという話のは、総合発展計画の中にも掲載されておりますので27年度以降に送られましたけれども、藤崎台に抜ける道路と合わせて早急にこちらの方ではやりたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。先程小学校のプールの話も出しましたが、総合発展計画に見直しの中で、本来であれば平成27年度以降に先送りされた事業ですが、それを再度支所の中で見直しをした結果、平成24年度から着手する下水道の事業の予定があったのですが、それも市全体の中で汚泥処理を考えるべきだということで、それを27年度以降に先送りして余った枠で小学校のプールも復活したという形になったということです。いろいろ検討する中でこの道路の関係についても前倒しができるようにであれば、1年でも前倒しをしたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○今村会長

はい、ありがとうございました。よろしいですか？

○I委員

どちらも27年度以降ということですので、まだ4年もありますので、是非数あるごとに要望出して、できれば前倒しなるように頑張ってお力していただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○菊地支所長

今の件について若干補足させていただきます。

藤崎台幹線1号というのは新しくついでいる重左衛門橋から、真っ直ぐ藤崎台に抜ける道路については、課長が言ったとおり27年度以降に位置づけされております。

それから孫七山猿田線ですが、平成19年には工事をやりました。20年に本庁の方の事業検討委員会みたいなものがありまして、そのときに西目の孫七山猿田線が検討課題にあげられて、当時の鷹照助役さんの時にはこの事業は費用対効果がなく、市が財政的に容易でない時期だったため、事業は打ち切るべきだということで、本当は途中でやめると言ったんですけども、最小限先程言われたとおり最終の風車があるところ、それから田高の方から猿田線に上がってくる林道と言いますか作業道ありますが、あそこの入口の所まではやってもいいということで、当時そのような判断を下したわけなんです。それで財政的に容易でなくなったためずっと工事も中抜けしたところでやめておいて今年200メートル区間予算ついてやりましたけれども、それにつきましてもいろんな機会に要望を出しているわけです。地域協議会でもこの猿田線の中抜けした所の区間について出しました。いろんなところでプールもそうですが、声を上げて上に響いていまして事業の着工ということになりますので、藤崎台幹線についても地域協議会でも声を大にして事あるごとに口に出して言ってもらえれば市長も考えると思いますので、地域の声を大にして重大さ必要さというものを是非声に出していただきたいと思います。私も藤崎台の方を通っておりますけれども、この間路肩が落ちたと言ったところですけども、本庁の建設課の方に話したところなんですけれども、見に来た時に間違えて田圃側の方を見て行ったらしいんです。雪降ってもうどうにもならないということで、麻袋を積みばいいのではと言ったら麻袋を積むと除雪の時にやられるということで、麻袋もうまくないということで今年は何ともならないようです。来年何かしら考えると思います。そういうことで路肩直せればよかったんですが、今年は無理なようです。何とかひとつ要望箇所については事あるごとに何回も声出して要望していただきたいと思います。そうすれば目もそちらの方に向いてくると思います。

○今村会長

ありがとうございました。

地域協議会で協議の対象になったということは、市としてもかなり重く受け止めて下さるということでありますので是非できるだけ早く実現できるように皆で頑張っていきたいものだと思っております。時間もたいが経過しましたが他にございませんか？

もし、なければ、支所の方から教育委員会の西目支所移転についての進捗状況のお話があるそうなのでお願いします。

○菊地支所長

私の方から西目総合庁舎に関しまして若干報告申し上げたいと思います。

まずは西目総合支所に教育委員会が来るということは決定しておりますので、皆様もいろんな新聞等で確認していると思いますけれども、前に6月の第1回目地域協議会の時に、事務室をどこにするかといった時に、検討委員会では第1から第3会議室を事務室として使いたいということで報告した時に、豊栄の会長さんの方からは、毎月使っている会議室だから(望ましくない)という話が出ました。その後庁舎の検討委員会のメンバーの方が何回か西目の方に来まして、いろいろ寸法測ったりしましたけれども、事務室としては第1から第3会議室が一番いいなということで、旧議場の方を事務室としてどうなのかということで検討しましたけれど、普段の事務室としては明るさの面から容易でないということで、当初の通り第1から第3会議室

を使用させてもらいたいということで決定したところです。今の12月議会で改修費600万ほど補正で上げまして、1月に入れば工事に入ると思います。3月の半ばになれば改造した2階の方に教育委員会のものを全部運んできて、4月1日からはすぐ執務に入るというスケジュール計画でおります。配置計画でいきますと今教育委員会は37名ほどの職員がおりますけれども、全部こちらに来るというわけではなくて、旧本荘市の学校関係、公民館関係につきましては、何人になるかわかりませんが、カダーレの方に置きまして、それ以外の者が西目の方に来るという形になります。おそらく30人前後になると思います。2階では足りなくて1階の市民福祉課の隣のスペース空いてますけれど、そちらの方に一番お客さんが窓口に来る生涯学習課とスポーツ課の2課をセットするという計画でおります。こちらの方に来ますと、中の改造だとかパソコンの配線関係工事で、ちょっと皆様にご迷惑をかけることあるかもしれませんが、そのような計画でおります。第1から第3会議室で行っております定例連絡会議は会議室使えないと思います。議場の方は申告に使用しますので、シーガルの方でやらなければならない形になりますのでよろしくお願いいたします。

もう一つですけれども、議会報告などご存じかもしれませんが、西目小学校のプールにつきましては、協議会の方でも声を上げてもらいまして、本来25年度から着工ということで25年度設計して26年から着工という形になったと思いますけれども、できるだけ早く前倒しするというので24年度来年に設計するというのを教育長が議会の方で答弁しましたので、間違いなく24年度から着工という形になります。工事は24年度に入るのか25年度に入るのかわかりませんが、今のところは設計の方は来年度入るということで回答をいただきました。大変ありがたく思います。やはり皆様こうして声を大にさせていただいたり、前助役さんも事あるごとに挨拶の中で西目のプールということを入れたものだから、市長も頭の中にあっただと思います。他の事業も本当に必要なものは声を大にしてやってほしいと思います。以上で報告を終わります。

○今村会長

ありがとうございました。B委員どうぞ。

○B委員

今支所長から話あったとおり先々考えて浅はかだったと思っておりました。いずれ今の旧議場と議員の控え室あれば何とかなるだろうと、向こうの方は大所帯になるので第1第2と議長室には局長ということでもうまく収まるだろうという考えで後で訂正したいと思っておりました。ありがとうございました。

もうひとつは、先程から話がありましたけれども、農学校のグラウンドの除雪の話はされたんですか？建設課長さんへの話になるかと思っておりますけれども、堤防通っても何ともならないと思いますので、お願いして運搬排雪しなければ子供さん達可哀想だなと見ておりましたので、その辺何とか協議して解決してくれればなと思っております。うちの方の会館の所も子供さん達、50メートルもまぶなって根元まで漕ぎながら時々歩いていますので、あそこ2ヶ所については時々運搬排雪ということで話をつけていただければなと思っておりますので、何とか努力していただければと思います。歩道除雪については時間がありませんので後でお願いしたいと思っております。

あともう一点お願いしたいのですが、うちの方に運動広場がありますが、その上の方に高台ありまして、今緊急時の第2避難所ということでお願いしておりましたけれど、さっと均してもらって藪の大きいところを一部取ってもらって一昨年あたりから一部を使用させてもらってますけれども、昭和20年から25年まで初代の公民館があった所なんだそうですけれども、公園化を含めて避難所と兼ねて管理設置していただきたいと思っておりました。散歩とか朝夕結構歩く方が多くなりました。休憩地もなると思いますので、どここの課ということでなくて、全般的に共有しながら早期設置をお願いしたいと思います。それと支所長から一言だけでもいただければ。

○今村会長

お願いします。

○菊地支所長

前に言われましたバッファポンドの下の所ですか？担当の方と話をします。できるだけ早くていい方法があるように探しますので。

○B委員

今の3月ではっきりするんだと思いますけれども、期待を大にして部落の者にも話しますので、できれば豊栄を全部見渡せるし、会館の第1避難所も10メートルという場所ですので、あそこに上がれば14.5メートルあるようですので、そこまではということであればもうきりがないので、それを含めて小公園ということにしていただければ、うちの豊栄ばかりでなくて地域の方々も活用していくようになると思いますので、維持管理については心ならずも考えておりますので、その辺も含めて何とか早期決着ということで、再度くどいようですけれどもお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○菊地支所長

はい、わかりました。

○今村会長

『その他』という事項になっておりまして、委員の皆さんには心の準備がなかったにも関わらず、非常に大事なご意見要望が出されて本当にありがたかったなというふうに思っております。

念のためですが、もう一方もしありましたら、時間もだいぶ経過しておりお疲れの事だと思いますので、是非という内容がありましたら、もう一人お願いして終わりたいと思います。

○F委員

私情報不足だったと思いますが、地域づくり推進事業というのは資料を見ると、ずっと前から同じで新しい事業が一つですね。振興課で今までの例に倣って作ったのか、そこら付近をお伺いしたいのですが、いつ期限として出してあったのですか？とりまとめの期限です。

それからもう一つ、シーガルの建物の中でバイオコンピュータ室、バイオ研修室は実在のものではないんですね？設計上の問題でその名前作ってるんですが、それをいつまで残しておくんですか？期限があるのかどうか参考までに伺いたいと思います。

もう一つ、カダーレで今度いろいろな催し物があると思うんですが、旧本荘市でいつも言っておりますが、国際交流いろいろやっていますけれども、組織があるのかどうか行政だけのプランになっているような感じがしますが、その点担当の方から伺いたいと思います。以上三点お願いします。簡単でいいです。

○今村会長

その点について何かありますか？

○加藤主査

地域づくり推進事業についてですが、要望の募集期間は9月1日から11月15日までで行ってまいりました。これについてはですね、広報の9月1日号、市のホームページの方へ9月1日付けで掲載しておりまして、先程お話したとおり九つの要望が出たという状況でございます。以上です。

○F委員

これは市全体としてですか？他の地域協議会もあると思うんですが、それとの関連は？

○加藤主査

各地域ごとに要望は受け付けておりまして、九つというのは西目の分についてのみになります。募集期間ですとか取りまとめの期間は全市統一で行ってまいりました。

○菊地支所長

私の方からシーガルのバイオコンピュータ室とかバイオ研修室だとかこういった部屋の名称ですけども、これは補助事業で補助金を受けて建てる時に、こういうふうな名称ということで使っておりますので、このまま使用しないといけないという状態になってますので、このまま継続して使用させてもらいます。後でまた調査に資料提出とかありますので、名前を変更するということではできませんのでご了解をお願いしたいと思います。

います。

それから国際交流でございますけれども、由利本荘市でやっている国際交流ということでしょうか？

○F委員

旧本荘市でいいです。ハンガリーとか韓国とかやっておりますけれども、組織があるのかどうか。行政主体だけの形に見えますけれども。

○菊地支所長

これにつきましては、旧本荘市のものを合併後の由利本荘市が引き継ぎまして、国際交流、友好都市交流都市ということで、市で独自にやっている交流事業です。一つはハンガリーのヴァーツ市、もう一つは中華人民共和国の無錫市、もう一つは大韓民国の梁山市の三つが交流事業で現在由利本荘市でやっております。これは市独自のものですそのまま旧本荘市のものを引き継いでいるという形のようなものであります。

○今村会長

これは旧本荘市だけでなく、その組織に参加したい希望があれば受け付けられるということなのか？

○菊地支所長

そちらの方は確認してませんが、行事と言いましても国際交流ということなので、一般の人が参加して行くようなものではないと思います。

○今村会長

F委員よろしいですか？F委員のご意見を推し量っているところですが、実際にその国際交流に参加したいという希望があるのではないかと伺ったんですがいかがですか？

○F委員

そういうことでなくて、前から言っていますように国際交流の団体として登録するかどうかの問題なんですが、組織がほとんどない実体のない、行政ベースでやっているんだなあというふうに感じていたものですから、参考までに伺いました。

○菊地支所長

市の方でやっているのは国際交流協会とは全く別個でございます。今由利本荘市で秋田県国際交流協会の方に加入しているのは鳥海(国際交流協会)のみでございます。これに入りますと年会費1万円で登録するんですけども、秋田県では行政でこの国際交流協会に加盟している行政はないということで、由利本荘市の方でも現在のところはこの団体の方に加入するという予定はないようでございます。

○今村会長

よろしいですか？

○F委員

まずいいです。

○今村会長

長時間お疲れの事だと思いますが、この次、4回目の地域協議会でございますけれども、地域独自の要望や意見を取り上げるのが、その他という中身では物足りないような感じがしますので、地域の委員の皆様の意見を聞くというような項目にさせていただいて毎回の協議会でそういうチャンスを作っていただければありがたいなと思ったところでございます。これで全ての日程が終了しました。まだ皆様から希望要望等あろうかと思っておりますけれども、時間も時間ですのでこれで第3回目の西目地域協議会を閉会したいと思います。大変長時間お疲れ様でした。皆さんが良いお年を迎えられますように祈念して終わりたいと思います。ありがとうございました。

午後 4時4分 閉会